

## 理事会要審議事項一覧

議決事項・審議事項	理事会での要議決		総会議決・報告事項
	過半数の議決	2/3以上の議決	
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告(貸借対照表、損益計算書を含む)案	○		○
補正予算、事業計画の変更	○		(○)
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	(○)
定款の変更案		○	○
合併案		○	○
解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定案		○	○
定款細則、経理規程等、法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		(○)
委員長・事務局長の任免その他重要な人事	○		(○)
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く)案		○	○
役員報酬に関する事項案	○		○
その他、法人の業務に関する重要事項	○		(○)
入会基準及び入会金並びに会費案	○		○
会員の除名案		○	○
会長の選任	○		(○)
重要事項で理事会において必要と認める事項	○		(○)

※(○)は、要審議事項ではない事項だが、審議をしたほうが望ましい事項。

## 補助機関一覧

補助機関名	内容
総務会	理事会運営の調整・本会の運営に関する事項の調整
組織力向上戦略会議	本会の5か年計画に関する事項
組織規程会議	本会の組織規程の制定改廃の調整に関する事項
理事・委員長会議	本会の委員会活動及びブロック活動に関する事項 本会の運営及び予算・決算の調整に関する事項 (理事会・総務会に関する事項を除く)
委託事業担当者会議	委託事業に関する事項
行事担当者会議	各種行事に関する事項

## 会長専決事項一覧

	事案	備考
法人一般・人事に関する事案	1 法人業務の基礎的事項に関する事案	
	2 理事会の招集に関する事案	
	3 規程、規則等の制定・改廃に関する事案	業務執行上緊急を要するもの
	4 予算の編成及び決算の調整に関する事案	
	5 予算の流用、予備費の支出	
	6 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く。)	
	7 苦情申立に対する手続き規程に基づく第三者委員の選任	
	8 「委員長・事務局長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関する事案	
	9 委員長・事務局長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事案	
	10 理事・監事・委員長・事務局長の旅行命令及び復命に関する事案	
	11 事務局長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事案	
	12 事務局長の日常の労務管理・福利厚生に関する事案	
	13 正職員・非常勤・有期契約職員の任免に関する事案	
	14 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事案	
	15 職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事案	
	16 職員の旅行命令及び復命に関する事案	
	17 職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事案	
	18 職員の人事記録及び身分証明書に関する事案	
	19 職員の健康診断の実施に関する事案	
	20 事務局長・職員の研修に関する事案	
	21 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事案	
	22 各種証明書の交付に関する事案	
	23 金融機関を指定すること	
	24 副会長及び委員長並びに事務局長への事務の委任	
	25 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの	
契約・会計事案	26 短期の運営資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの	経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	27 入会金・会費・事業収入等の収入に関する事案	経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	28 過誤納金の充当又は還付に関する事案	経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	29 繰越金及び繰入金の収入に関する事案	経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	30 その他の収入に関する事案	経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	31 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事案(「軽微なもの」に該当)	予算計上されていない1件100万円以下のものとし、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	32 請負契約、委託契約等の各種契約に関する事案	経理規程に基づく金額の範囲内とし、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	33 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関する事案	経理規程に基づく金額の範囲内とし、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
	34 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。)の処分に関する事案	取得価額が1件500万円未満のものとし、経理責任者(会計理事)と連携して行う。

(留意点)

- ・定款細則に定める通り、会長は、専決をした場合、理事会へ報告する。
- ・専決事項は、法人運営に重大な影響があるものは除く。
- ・会長の専決事項について、会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会にお
- ・請負又は委託契約等については、経理規程に基づき行う。

## 担当理事専決事項

事案		備考
行事担当理事	1 本会行事の実施の調整 (総会・近プロ関係・社会福祉セミナー・無料相談会・SWDay等)	収支に関して会計担当理事と連携する
	2 本会実施行事の渉外活動の一切	
	3 本会実施行事の契約関係における事項の一切	
	4 行事予算の調整	会計担当理事と連携する
	5 行事に関する市民等からの苦情申立に関する内容	
	6 行事の運営に必要な人員の調整に関する事	
	7 行事に関する金融機関の指定	
	8 行事に関する各種証明等の発行に関する事	
	9 その他、行事の運営に必要な事項	
委託事業担当理事	1 委託事業の受託要否の調整	収支に関して会計担当理事と連携する
	2 委託事業の渉外活動の一切	
	3 委託事業の契約関係における事項の一切	
	4 委託事業予算の調整	会計担当理事と連携する
	5 委託事業に関する市民等からの苦情申立に関する内容	
	6 委託事業の実施に必要な人員の調整に関する事	
	7 委託事業に関する金融機関の指定	
	8 委託事業に関する各種証明等の発行に関する事	
	9 その他、委託事業の運営に必要な事項	
会計担当理事	1 短期の運営資金の借入に係る契約であって 予算の範囲内のもの	
	2 入会金・会費・事業収入等の収入に関する事	
	3 過誤納金の充当又は還付に関する事	
	4 繰越金及び繰入金の収入に関する事	
	5 その他の収入に関する事	
	6 行事・受託事業の支払いに関する事	各担当理事と連携すること
	7 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事 (「軽微なもの」に該当)	
	8 請負契約、委託契約等の各種契約に関する事	
	9 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に 関すること	
	10 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。)の処分に関する事	会長と連携して行う

(留意点)

- ・担当理事は、専決をした場合、理事会へ報告する。
- ・専決事項は、法人運営に重大な影響があるものは除く。
- ・請負又は委託契約等については、経理規程に基づき行う。

## 事務局長専決事項

事案		備考		
法人一般・人事に関する事案	1	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	会長からの委任に基づく	
	2	職員の研修に関する事	会長からの委任に基づく	
	4	職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事	会長からの委任に基づく	
	5	職員の旅行命令及び復命に関する事	会長からの委任に基づく	
	6	職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事	会長からの委任に基づく	
	7	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	会長からの委任に基づく	
	8	職員の健康診断の実施に関する事	会長からの委任に基づく	
	9	非常勤・有期契約職員の任免に関する事	会長からの委任に基づく	
	10	非常勤・有期契約職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		
	11	非常勤・有期契約職員の研修に関する事		
	12	非常勤・有期契約職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事		
	13	非常勤・有期契約職員の旅行命令及び復命に関する事		
	14	非常勤・有期契約職員の諸手当に関する事		
	15	非常勤・有期契約職員の人事記録及び身分証明書に関する事		
	16	非常勤・有期契約職員の健康診断の実施に関する事		
	19	日常業務の執行に関する事		
	20	経理規程に定める日常の経理に関する事		
	21	日常の物品の購入、処分に関する事		
	23	各種証明書の交付に関する事		
	24	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	会長からの委任に基づく	
	契約・会計事案	26	過誤納金の充当又は還付に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
		27	繰越金及び繰入金の収入に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
		28	その他の収入に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
		29	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事(「軽微なもの」に該当)	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。
30		請負契約、委託契約等の各種契約に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。	
31		災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。	
32		運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。)の処分に関する事	会長からの委任に基づき、経理責任者(会計理事)と連携して行う。	
他	33	その他日常の業務執行にかかわること		

(留意点)

- ・事務局長は、専決をした場合、理事会へ報告する。
- ・専決事項は、法人運営に重大な影響があるものは除く。
- ・会長から事務を委任された場合、専決事項の該当部分を「事務局長」と読み替える。
- ・請負又は委託契約等については、経理規程に基づき行う。